

令和2年12月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町二丁目6番地
株式会社 千代田コンサルタント
代表取締役社長 濱 田 忠

株券廃止会社への移行に関するご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は令和2年12月9日（水曜日）開催の第59期定時株主総会において、当社が発行する株式について、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案をご承認いただきましたので、会社法第218条1項の規定により、下記事項をご通知いたします。

敬 具

記

1. 当社の株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
2. 上記1の定款変更は、令和2年12月25日（金曜日）に効力が発生します。
3. 当社が発行しているすべての株券は、上記2の日をもって無効となります。
4. 発行済みの株券はすべて無効となりますが、株主様の有する株式の権利そのものは、これまでと変わりはありません。株主様におかれましては、今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使いただくこととなります。
5. 株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求手続きに際しては、譲渡人様と譲受人様が共同して名義書換請求をしていただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。
6. 無効となりました株券につきましては、無効株券の流通による混乱を防止する観点からも、裁断のうえ確実に処分していただくようお願い申し上げます。

以 上